

法令の改正・通達等から

「RA対象物健診ガイドライン」を策定(厚労省)

改正安衛則 577条の2 第3・4項関連

厚生労働省は「リスクアセスメント(RA)対象物健康診断に関するガイドライン」を策定しました。化学物質の自律的管理の一環として改正された、安衛則第577条の2第3項及び第4項に基づく「リスクアセスメント対象物健康診断」が令和6年4月1日から施行されるに当たり、事業者、労働者、産業医、健診実施機関等がこの健診の趣旨・目的を正しく理解し、その適切な実施が図られるよう、基本的考え方及び留意事項を示したものです。

この健診は、有機則等に基づく「特殊健診」のように、従事者に一律に実施するものではなく、RAの結果等で健康障害発生リスクが高いと判断された労働者に対して実施するもので、次の2種類(第3項健診、第4号健診)があります。

1 「第3項健診」：RAの結果、健康障害発生リスクが許容範囲を超えると判断された場合、医師が必要と認める項目について実施する。

2 「第4項健診」：濃度基準値がある対象物で、
“局排装置や保護具不使用、漏えい事故”などにより、濃度基準値を超えたばく露のおそれがある場合に実施する。(詳細は厚労省HPに)

新設技能講習の合格基準等を公表(厚労省)

「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」始まる

厚生労働省は、令和6年1月1日に施行される「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」について、修了試験の合格基準等を公表しました。令和2年の特定化学物質障害予防規則等の改正により、溶接ヒュームが特定化学物質に追加され、金属アーク溶接作業については、「特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習」を修了した者から特定化学物質作業主任者を選任することが義務付けられました。

しかし、当該技能講習の受講者の多くが金属アーク溶接等作業のみに従事する者であるところから、「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」が新設され、令和6年1月1日から施行されます。合格基準等は次のとおり。

1. 修了試験の各科目ごとの配点

- ・ 健康障害及び予防措置に関する知識 20点
- ・ 作業環境の改善方法に関する知識 30点
- ・ 保護具の知識 30点
- ・ 関係法令 20点

2. 合格基準

各科目の得点が各配点の40%以上であって、かつ、全科目の合計得点が60点以上である場合を合格とする。(詳細は厚労省HPに)